

研修費は教員研修規程第17条に基づき支出されます。

第17条 海外研修教員及び国内研修教員を命じられた者に対しては、交通費、滞在費及び研修委託費(大学・研究所等の機関に支払う費用)等に充てるため次の区分により研修費を支給する。(以下、略)

この「支出予定」がありませんと研修費が個人所得とみなされ、課税対象となる可能性があります。ただし、領収書などを後日提出していただく必要はありません。

研修費支出予定についての所定の書式は特にありません。

支給される研修費(国内分300,000円(滞在1ヶ月につき5万円以内(日割計算))について、使用見込みの内訳をご提出ください。(費目ごとの金額は概算で結構です。)

準備費(研修費)から支出予定のもので、下記研修費細目に記載のものと同一のものを個人研究費から支出することはできませんので、ご注意ください。

.....

見 本 ※費目・金額は例として列挙しています。

20 (平成)年 月 日

20 (平成)年度国内研修費細目(支出予定)

所 属

氏 名

印

研修費(研修先への支払い) 円

交通費(〇〇線△△駅～■●線▼▼駅) 円

資料代 円

消耗品費(文具代) 円

通信費(郵送代) 円

合 計 300,000 円 (6カ月の場合)